

令和6年分所得税と復興特別所得税の確定申告について

町では、令和6年分所得（令和6年1月1日から令和6年12月31日まで）の確定申告を次のとおり受け付けします。**受け付けは完全予約制となりますので、事前に予約願います。**

また、今年度から国が進める自治体の標準化システムへ対応するための準備として、申告会場は役場に集約します。昨年、中央公民館や本別中央会館で申告されていた方で、会場までの移動手段のない方は予約の際に、ご相談ください。

日 時	会 場	事前予約
2月17日（月）～3月17日（月） 午前9時～午後4時 ※土・日、祝日を除く	役場 1階会議室 1	1月21日（火）午前9時から ※電話または税務会計課窓口で お申し込みください。

①所得(収入)のない方も必ず申告してください	確定申告は、町道民税・国民健康保険税の申告も同時に行っていますので、 所得(収入)のない方も必ず申告してください。ただし、下記②に該当する方は不要です （未申告の方は、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の軽減などが適用されない場合があります、所得証明書などの発行ができません）。
②次に該当する方は、確定申告は不要です	・青色申告で申告済みの方 ・会社などで年末調整済みの方 ・公的年金収入が400万円以下で、年金以外の所得が20万円以下の方 ※年末調整しなかった収入や各種控除がある方、金融機関から借入れをして住宅を新築・増築された方は確定申告が必要です。
③次に該当する方は当町で受付できません	土地・家屋や株式などの譲渡所得のある方は、当町で受け付けできませんので、函館税務署で申告してください。
④申告に必要なものは次のとおりです	・給与収入がある方は、会社などから交付された源泉徴収票 ・公的年金受給者の方は、年金支払者から交付された源泉徴収票 ・自営業（漁業含む）の方は、仕入れ・売り上げなどの経費が分かる書類 ・社会保険料（国民年金、健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険）の領収書やそれに代わる証明書 ・保険会社などから交付された生命保険料や個人年金保険料、地震保険料の控除証明書 ・障害者手帳または町が発行する障害者控除対象者認定書 ・医療費控除を受ける方は、「医療費通知および領収書」または「医療費控除の明細書」（セルフメディケーション税制による医療費控除を受ける場合は、上記に加え「一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類」） ・本人確認書類（マイナンバーカードやマイナンバー通知カード、運転免許証など） ・税務署から「確定申告のお知らせ」というはがきや通知書が事前に届いている方は、そのはがきや通知書
⑤その他	申告書用紙は、一部対象者を除き送付されません。用紙が必要な方は、役場税務会計課か税務署で1月下旬から用意していますので、お受け取りください。

<函館税務署でも確定申告を受け付けします>

函館税務署でも2月17日（月）から確定申告の受け付けを行います。会場への入場には「入場整理券」（LINE公式アカウントで事前発行もしくは会場で当日配付）が必要となり、状況に応じて後日の来場をお願いする場合があります。

また、申告書等の作成に当たっては、次回以降の申告をスムーズに行っていただくため、マイナンバーカードを利用したスマホ申告をご案内しています。スマホ申告を行うためには、マイナンバーカードを持参いただくほか、カード発行時に設定したパスワード（利用者証明用電子証明書（4桁）および署名用電子証明書（6～16文字））が必要となります。

- ・受付期間 2月17日（月）～3月17日（月）午前9時～午後4時 ※土・日、祝日を除く
- ・場 所 函館税務署（函館市中島町37番1号 TEL：0138-31-3171）

確定申告はマイナンバーカードとスマホでさらに便利に！

- ①国税庁ホームページでは、マイナンバーカードとスマホを使って、所得税・消費税の申告書を作成し、e-Taxで提出することができます
- ②マイナポータル連携を利用すると、控除証明書などの必要書類のデータを申告書の該当項目へ自動で入力することができます。

※マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンがあればご利用可能です。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

- ・「所得税の確定申告についてのお知らせ（自宅等からのe-Tax申告について）」
(<https://www.nta.go.jp/about/organization/sapporo/topics/kakutei/sakusei/index.htm>)
- ・「マイナンバーカードでマイナポータルと連携して確定申告書に自動入力」
(https://www.nta.go.jp/taxes/shirabery/shinkoku/r6_smart_shinkoku/pdf/02.pdf)



e-Taxを利用するメリット

- ・税務署に行かず、自宅から申告可能。
 - ・生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書などの添付書類は、記載内容を入力・送信すれば提出や提示が不要（法定申告期限などから5年間、税務署から書類の提出や提示を求められることがあります）。
 - ・自宅からe-Taxで提出された還付申告は、3週間程度で還付。
 - ・確定申告期間中は、24時間いつでも利用可能（メンテナンス時間を除きます）。
- （注）源泉徴収票の提出、提示は不要です。



医療費の領収書の提出、提示は不要です（代わりに医療費控除の明細書の提出が必要です）。

確定申告に関する情報は国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）をご覧ください。

※確定申告書等作成コーナー、e-Taxソフトの事前準備、送信方法、エラー解消などの使い方のお問い合わせは、e-Tax・作成コーナーヘルプデスク（0570-01-5901）へ。

※マイナンバーカードに係るICカードリーダライタの設定、対応機種、パソコン設定などのご質問は、マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）へ。

▼お問い合わせは、役場税務会計課課税係（01372-7-5292）へ。